自動車関係諸税（車体課税＋燃料課税）の概要

車体課税（2.5兆円）は8割超が地方財源（2.1兆円）
（うち都道府県分1.5兆円、市町村分0.6兆円）

保有段階

自動車税（道府県税）
〔1兆4,767億円〕

軽自動車税（市町村税）
〔3,185億円〕

【国税】

自動車
重量税

〔7,399億円〕

自動車重量
譲与税として
3,189億円を
地方団体に譲与

都道府県分 178億円
市町村分 3,011億円

燃料課税（1.6兆円）は4割程度が地方財源（0.6兆円）
（うち都道府県分0.5兆円、市町村分0.1兆円）

利用段階

【国税】

揮発油税

地方揮発油税

揮発油税　9,720億円
地方揮発油税　1,760億円
※全額を地方揮発油譲与税として
都道府県・市町村に譲与

都道府県分　922億円
市町村分　838億円

軽油引取税
（道府県税）
〔4,620億円〕

：地方財源

※ 税額について、地方税は令和8年度地方財政計画額、 国税は令和8年度当初予算額により計上している。
※ 上記のほか、軽自動車税環境性能割（市町村税）として46億円計上されている。（令和7年度取得車両分）